

令和7年度デジタル庁調達改善計画

令和7年3月31日

デジタル庁

調達改善計画については、「調達改善の取組の推進について」（平成25年4月5日行政改革推進本部決定）及び「調達改善の取組の強化について（調達改善の取組指針の策定）」（平成27年1月26日行政改革推進会議とりまとめ）を踏まえ、デジタル庁において、調達改善のための取組を推進するために策定するものである。

なお、本計画の記載項目については、「令和7年度調達改善計画の策定要領」（令和7年1月29日内閣官房行政改革推進本部事務局通知）に基づくものである。

ア 調達の現状分析

（1）契約種別の状況

令和5年度の調達の契約種別は表1のようになり、契約件数は385件、契約金額は1,037億円となっている。そのうち競争性のある契約は276件（全契約に占める割合72%）、競争性のない随意契約は109件（同28%）となっている。

競争契約に占める総合評価落札方式での調達は、件数ベースでは55%、金額ベースでは97%となっている。また、令和5年度から、より技術力、企画力を重視した情報システム調達において試行的に実施しているプロポーザル型企画競争では、件数ベースで25%、金額ベースでは12%となっている。

なお、随意契約（少額を除く）については、随意契約審査委員会において、随意契約によらざるを得ない理由等を審査しており、引き続き、競争性のある契約への移行が進むよう厳正な審査を実施していく。

表1 ※1

令和5年度デジタル庁における調達契約種別

(単位：件、億円)

契約方式		契約件数	割合	契約金額	割合
競争性のある契約	競争契約 ※2	150	39%	613	59%
	最低価格落札方式	68	45% ※3	18	3% ※3
	総合評価落札方式	82	55% ※3	595	97% ※3
	企画競争による随意契約	101	26%	136	13%
	プロポーザル型企画競争	95	25%	125	12%
	小計	251	65%	749	72%
	不落・不調による随意契約	6	2%	40	4%
	公募による随意契約	19	5%	13	1%
競争性のある契約計		276	72%	802	77%
競争性のない随意契約 ※4		109	28%	235	23%
合計		385	100%	1,037	100%

※1 令和5年度の「契約に関する統計」に基づき分類（少額随意契約は含まない。）

金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

※2 競争契約とは、一般競争契約をいう。以下表2及び表4について同じ。

※3 競争契約に占める、最低価格落札方式又は総合評価落札方式の件数及び契約金額の割合である。

※4 「競争性のない随意契約」は随意契約（少額随意契約は含まない）から、①プロポーザル型を含む企画競争によるもの、②公募を実施したもの、③不落・不調によるもの、を除いたものとしている。

(2) 応札状況による分析

令和5年度の調達の応札状況は表2のようになっており、総合評価落札方式での一者応札の割合は、件数ベースで56%、金額ベースで63%と共に高い状況だが、企画競争では件数ベースで29%、金額ベースで32%となっており、一定程度競争性は確保されている状況である。

また、令和5年度における一者応札の割合は、件数ベースで38%、金額ベースで57%となっており、令和5年度から競争性を高める取組を新たに開始したこと等によって、令和4年度より件数ベースで10%程度、金額ベースで7%程度低下しており、令和6年度（12月現在）においても同様の傾向が見られるところ。

今後も、中小・スタートアップ企業等を含めた新規事業者の競争参加を促す手法を積極的に活用するなど、競争性を高める取組を推進する。

表2 ※1

令和5年度デジタル庁における調達に応札状況

(単位：件、億円)

	1者		2者以上		合計	
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
競争契約（最低価格落札方式）	17	4	51	14	68	18
割合	25%	23%	75%	77%	100%	100%
競争契約（総合評価落札方式）	46	375	36	220	82	595
割合	56%	63%	44%	37%	100%	100%
企画競争による随意契約	29	44	72	92	101	136
（プロポーザル型企画競争）	(28)	(43)	(67)	(82)	(95)	(125)
割合	29%	32%	71%	68%	100%	100%
（プロポーザル型企画競争）	(29%)	(34%)	(71%)	(66%)	(100%)	(100%)
公募による随意契約 ※2※3	4	13	—	—	4	13
割合	100%	100%	—	—	100%	100%

※1 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

※2 表2の「公募による随意契約」欄には、『「公共調達の適正化について（平成18年財計第2017号）」

1.(2)②ホ(イ)及びへ』にある「試験又は講習の実施に係る会場の借上げについて、日時、場所及び収容人員等の諸条件を明らかにしたうえで、公募を行うもの」及び「一定の要件を明示したうえで公募を行い、当該要件を満たす者から申込みがあった場合には、全ての者と契約するもの」（タクシーチケット供給業務等の複数者との契約を前提としているもの）については、計上しないこととする。そのため、表1とは数値が一致しないことがある。

※3 応募者がいないときに特定の1者と契約を行う場合は、公募による随意契約の1者として整理する。

(参考)

令和4～6年度デジタル庁における調達に応札状況

(単位：件、億円)

	1者		2者以上		合計	
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
令和4年度合計	96	353	108	201	204	553
割合	47%	64%	53%	36%	100%	100%
令和5年度合計	96	436	159	326	255	762
割合	38%	57%	62%	43%	100%	100%
令和6年度（～12月末現在）	110	781	168	483	278	1,264
割合	40%	62%	60%	38%	100%	100%

※ 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(3) 調達経費の内訳に関する分析

令和5年度の調達経費の内訳は、表3のようになっており、「情報システム」、「調査研究」の占める割合が高い。

そのうち、「情報システム」については、件数ベースで38%、金額ベースでは52%となっておりデジタル庁における最大の調達項目となっている。また、「調査研究」については、件数ベースで23%と「情報システム」に次いで高い割合であるものの、金額ベースでは12%となっていることから、「情報システム」より契約金額が低い傾向にあることが伺える。

また、調達種別では、令和5年度から試行的に実施しているプロポーザル型企画競争を積極的に活用したことから、「情報システム」や「調査研究」においては競争契約以外の割合が高くなっている。

表3 ※1※2※3

令和5年度デジタル庁における調達経費の内訳

(単位:件、億円)

		令和5年度		競争契約		競争契約以外	
		契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
公共工事等	公共工事	0	0	0	0	0	0
	割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%
	公共工事に係る調査及び設計業務等	5	2	2	0.1	3	2
	割合	1%	0.2%	1%	0.02%	1%	0%
	小計	5	2	2	0.1	3	2.1
物品役務等	情報システム	148	540	51	241	97 (7)	298 (1.6)
	割合	38%	52%	34%	39%	41%	70%
	運用保守	25	246	18	203	7	43
	割合	6%	24%	12%	33%	3%	10%
	派遣業務	0	0	0	0	0	0
	割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%
	調査研究	87	128	23	90	64	38
	割合	23%	12%	15%	15%	27%	9%
	広報事業	4	5	0	0	4	5
	割合	1%	0%	0%	0%	2%	1%
	物品購入	19	22	18	22	1	0
	割合	5%	2%	12%	4%	0%	0%
	賃貸借等	7	23	4	22	3	1
	割合	2%	2%	3%	4%	1%	0%
	その他	90	71	34	35	56 (7)	36 (0.2)
割合	23%	7%	23%	6%	24%	9%	
小計	380	1,035	148	613	232	421	
合計	385	1,037	150	613	235	424	

※1 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

※2 件数・金額の()については以下のものを内数にて記載。

・企画競争のうち、要領において事業規模(総予算額)と複数の採択予定件数を示し、提出された企画提案を評価、選定するようなもの。

・公募のうち、応募資格を満たしている者が複数ある場合に複数者と契約を締結するようなもの。

※3 デジタル庁では、地方支分部局を有していない。

(4) 競争契約における一者応札に係る調達経費の内訳に関する分析

令和5年度の競争契約における一者応札に係る調達経費の内訳は、表4のようになり、件数ベース、金額ベースとも「情報システム」の調達の占める割合が最も高い。

なお、令和4年度と比較すると、「情報システム」、「調査研究」において一者応札の割合が低下している。

表4※1※2

令和5年度デジタル庁における競争契約における一者応札に係る調達経費の内訳

(単位: 件、億円)

		令和5年度		(参考)令和4年度	
		契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
公共工事等	公共工事	0	0	0	0
	割合	0%	0%	0%	0%
	公共工事に係る調査及び設計業務等	1	0	2	0.1
	割合	2%	0%	2%	0%
	小計	1	0	2	0
物品役務等	情報システム	25	200	42	205
	割合	40%	53%	46%	61%
	運用保守	14	126	13	59
	割合	22%	33%	14%	18%
	派遣業務	0	0	4	27
	割合	0%	0%	4%	8%
	調査研究	7	31	26	40
	割合	11%	8%	28%	12%
	広報事業	0	0	0	0
	割合	0%	0%	0%	0%
	物品購入	3	0	2	0.1
	割合	5%	0%	2%	0%
	賃貸借等	2	7	3	6
	割合	3%	2%	3%	2%
	その他	11	15	0	0
	割合	17%	4%	0%	0%
	小計	62	379	90	337
	合計	63	379	92	337

※1 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

※2 デジタル庁では、地方支分部局を有していない。

(5) 重点的な取組及び共通的な取組

別紙様式1のとおり

(6) その他の取組

別紙様式2のとおり

イ 自己評価の実施方法

調達改善の自己評価については、調達改善計画の実施状況に基づき、上半期（4月～9月）終了後及び年度終了後に実施し、自己評価結果や外部有識者等からの提言、助言等を参考として、その後の調達改善の取組や調達改善計画の策定に反映させるものとする。

なお、調達改善計画に関する取組状況等については、デジタル庁のホームページにおいて公表するものとする。

ウ 調達改善の推進体制等

(1) 推進体制

調達改善の推進に向けて、デジタル庁調達改善推進チームが中心となり、必要に応じて関係部署と連携しながら、デジタル庁における調達の課題把握や調達改善に向けた方向性等について検討する。

【デジタル庁調達改善推進チーム】

統括責任者 統括官（戦略・組織グループ）

副統括責任者 参事官（会計担当）

メンバー デジタル調達制度研究官

企画官（会計担当）

参事官補佐（会計担当）

関係グループ担当

(2) 外部有識者の活用

取組の推進に当たっては、デジタル庁入札等監視委員会の意見を活用する。

(3) 内部監査の活用

調達改善計画に基づく取組状況については、監査担当が行う内部監査を行うこととする。

重点的な取組、共通的な取組

令和7年度の調達改善計画								
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度※1	取組の開始年度	取組の目標	
							(原則、定量的に記載)	目標達成予定時期
○		情報システム調達の改善	<p>【特定の事業者の優位性排除】</p> <ul style="list-style-type: none"> 仕様内容・要件案等に関して、複数の事業者から意見を聴取するなど特定の事業者により有利に働く状況を可能な限り排除する。 令和6年度末に本格実施されたデジタルマーケットプレイスを積極的に活用することにより、ソフトウェアやサービスにおける調達の迅速化、調達先の多様化を図る。 <p>【新規参入事業者への配慮】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規参入事業者の参加を阻害しないよう、公告期間、既存事業者との引継ぎやノウハウ蓄積のための十分な期間の確保を行う。 新規参入事業者が業務内容や業務量を十分理解し、適切な入札価格を算出出来るようにするため、仕様書等の記載内容は、具体的かつ分かりやすく記載するものとし、関連する資料についても閲覧資料として引き続き準備する。 <p>【一者応札の回避、競争参加者確保に向けた取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度から試行的に取り組んできたプロポーザル型企画競争について、一部運用基準等を見直した上で、新規性、創造性を重視し、より高い技術力、先端技術を求めるシステム調達において、本格的に実施していく。 デジタル庁における過去の契約事業者（再委託事業者を含む）をデジタル庁のウェブサイト公開し、再委託事業者に多い中小企業、設立後間もない企業においても契約締結に向けた検討に資する取り組みを行う。 	情報システム調達におけるベンダーロックイン等の課題を解消し、公平、公正な調達環境を整える必要があるため。	A+	R4	競争性確保の向上に向けて、これまでの調達状況を踏まえて、調達手法の見直しや新たな調達手法を積極的に活用を図るなど、更なる改善に取り組む。	R8年3月まで
	○	調達改善に向けた審査・管理の充実	<p>随意契約を行おうとする場合は、「随意契約審査委員会」において、真に随意契約であるべき法的根拠も含めた事前審査を行うとともに、競争性のある調達方式に移行できないかの検討を行う。</p> <p>入札等監視委員会で調達に関する改善案を提案された場合、同委員会において講じた措置を報告する。</p>		A	R4	<p>都度「随意契約審査委員会」を開催し、競争性のある調達への移行など適切な調達方法を検討する。</p> <p>年2回開催する入札等監視委員会において提案された改善策について、調達改善計画に反映することを検討する。</p>	R8年3月まで
	○	調達事務のデジタル化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 電子調達システム（GEPS）による入札・契約手続の更なる利用促進を図るため、引き続き、原則電子入札及び電子契約によることを入札公告に記載する。 電子契約に取り組んでいない大企業を中心に、当該事業者の進捗状況等を可能な限り把握する。 		A	R4	電子入札・電子契約について、調達事務の簡素化、効率化の観点から更なる利用拡大を図る。	R8年3月まで

※電子入札率、電子契約率の定義は下記のとおりとする（「オンライン利用率上げの基本計画」（令和3年12月16日 デジタル庁）等）。

※1 難易度

電子入札率 = 電子応札案件数 ÷ 電子入札案件数

- 電子入札案件数: 入札案件数のうち、電子入札が可能な案件数(紙と電子の混合も含む)
- 電子応札案件数: 開札された入札案件のうち、電子入札を行った民側利用者が1社以上存在する案件数

電子契約率 = 電子契約案件数 ÷ (電子応札案件数 + 電子入札によらない電子契約案件数)

- 電子契約案件数: 契約確定案件数のうち、「契約書」または「請書」を「電子」で実施した案件数

A+ : 効果的な取組

A : 発展的な取組

B : 標準的な取組

その他の取組

具体的な取組内容	新規 継続 区分
・システム化した契約情報を活用し、事務の効率化・省力化を行う。	新規
・会計事務にかかる手引き書等の整備、共有を図り、職員等の資質向上を図り、業務の効率化を行う。	継続
・海外出張経費の精算、高速料金の支払等に限定しているクレジットカードの利用について、使用用途を拡大する。	継続